

1. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例〔特定容器利用事業者の場合〕

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料(酒類を含む)又は醤油用)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器を用いた商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品に用いている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)	材料の構成・種類等	特定容器1個当たりの重量	当該年度において特定容器を用いた商品の販売個数	当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量	特定容器を用いた商品を輸出した場合		日本国内に販売された商品に用いた特定容器の量	⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量	〔⑤-⑥〕のうち事業活動により、費消された量	⑦が算定できない場合			容器包装廃棄物排出見込量	算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数)	再商品化義務量
					その容器の量	輸出先(国及び企業等の名称)				[⑤-⑥]から、事業活動により費消した特定容器の量を控除する前の量	事業系比率(%)	100-事業系比率(%)			
		①(g)	②(個)	①×②=③(kg)	④(kg)		③-④=⑤(kg)	⑥(kg)	⑦(kg)	⑧=⑤-⑥(kg)	⑨	⑩	⑪(kg)	⑫	⑪×⑫(kg)

注:「⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量⑥」については、利用した容器の同一の業種区分及び同一の容器包装区分のものであれば、自ら利用したものでなくても良いことから、必ずしも商品毎に整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理しても可。

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日 年 月 日
 2. 予定委託数量 kg

3. 委託料金の支払期限 年 月 日
 4. 委託料金の支払年月日 年 月 日

2. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例[特定容器製造等事業者の場合]

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料(酒類を含む)又は醤油用)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器の名称等 (おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品に用いている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)	材料の構成・種類等	特定容器 1個当たりの重量 ① (g)	当該年度における特定容器の製造販売個数 ② (個)	当該年度において販売した特定容器の量 ①×② =③(kg)	特定容器を輸出した場合		日本国内に販売された特定容器の量 ③-④ =⑤(kg)	⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 ⑥ (kg)	[⑤-⑥]のうち事業活動により、費消された量 ⑦ (kg)	⑦が算定できない場合			容器包装廃棄物排出見込量 ⑤-⑥-⑦ 又は ⑧×⑩ ⑪ (kg)	算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数) ⑫	再商品化義務量 ⑪×⑫ (kg)
					輸出した量 ④ (kg)	輸出先(国及び企業等の名称)				[⑤-⑥]から、事業活動により費消した特定容器の量を控除する前の量 ⑧=⑤-⑥ (kg)	事業系比率 (%) ⑨	100-事業系比率 (%) ⑩			

指定法人との委託契約に係る事項

- | | | | | | | | |
|------------|---|---|----|---------------|---|---|---|
| 1. 契約締結年月日 | 年 | 月 | 日 | 3. 委託料金の支払期限 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 予定委託数量 | | | kg | 4. 委託料金の支払年月日 | 年 | 月 | 日 |

3. 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例 [特定包装利用事業者の場合]

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、小売業、その他の業種
容器包装区分	紙製包装、プラスチック製包装

特定包装を用いた商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の包装を複数の商品に用いている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)	特定包装の入荷量 ① (g)	①のうち当該年度において使用する量 ② (kg)	特定包装が付された商品を輸出した場合		日本国内に販売された商品に用いた特定包装の量 ②-③ =④ (kg)	④のうち自ら又は他者への委託により回収する量 ⑤ (kg)	[④-⑤]のうち事業活動により、費消された量 ⑥ (kg)	⑥が算定できない場合		容器包装廃棄物排出見込量 ④-⑤-⑥ 又は ⑦×⑨ ⑩ (kg)	算定のための簡易係数 (指定法人が算出した自主算定の場合の係数) ⑪	再商品化義務量 ⑩×⑪ (kg)
			その包装の量 ③ (kg)	輸出先(国及び企業等の名称)				[④-⑤]から、事業活動により費消した特定包装の量を控除する前の量 ⑦=④-⑤ (kg)	事業系比率 (%) ⑧			

注：「④のうち自ら又は他者への委託により回収する量⑤」については、利用した包装の同一の業種区分及び同一の容器包装区分のものであれば、自ら利用したものでなくても良いことから、必ずしも商品毎に整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまわない。

指定法人との委託契約に係る事項

1. 契約締結年月日 年 月 日
 2. 予定委託数量 kg

3. 委託料金の支払期限 年 月 日
 4. 委託料金の支払年月日 年 月 日